

公 告

陸 上 自 衛 隊
通 信 学 校 長
(公 印 省 略)

神奈川県横須賀市久比里2-1-1に所在する陸上自衛隊久里浜駐屯地における売店等の設置・経営を行う業者について次のとおり募集します。

1 公募に付する事項

- (1) 設置場所
神奈川県横須賀市久比里2-1-1
陸上自衛隊久里浜駐屯地 厚生センター内
- (2) 設置業種及び店舗数
ア 物品販売（コンビニ形式） 1店舗
イ クリーニング取次店 1店舗
ウ 理容店 1店舗
- (3) 使用期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
(ただし、更新はしない。)

2 応募期間

令和6年1月5日（金）午前9時～令和6年1月15日（月）午後5時

3 応募資格

本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保證できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 経営に関する協定等を遵守できること。
- (13) 別途配布する募集要領の全記載事項を遵守できること。

4 募集要領・仕様書の配布

- (1) 期 間
令和6年1月5日（金）から令和6年1月15日（月）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く。）
- (2) 時 間
午前9時から午後1時、午後2時から午後5時
- (3) 場 所
神奈川県横須賀市久比里2-1-1
陸上自衛隊久里浜駐屯地 通信学校総務部厚生課

5 業者説明会

本説明会に参加しない業者は公募に参加できません。

- (1) 日 時
令和6年1月16日（火）午後2時30分から
- (2) 場 所
陸上自衛隊久里浜駐屯地 厚生センター元食堂
- (3) 携行品
募集要領、仕様書、印鑑

6 問い合わせ先

〒239-0828
神奈川県横須賀市久比里2-1-1
陸上自衛隊通信学校 総務部厚生課（担当：本城）
電話046-841-3300（内線268）（FAX529）